

東京都後期高齢者医療広域連合 求職者等に対する セクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

令和 8 年 10 月 1 日策定

東京都後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という）では、全ての求職者等の人格及び尊厳を尊重し、公正かつ適正な採用活動等を行うことが重要であると考えています。また、求職者等が安心して求職活動等を行うことができる環境を確保することは、広域連合に対する信頼の向上にもつながることから、適切な取組を推進することが必要です。

一方で、求職者等に対するセクシュアルハラスメントは、その被害を受けた求職者等の人格や尊厳を傷つけるだけでなく、求職者等の求職活動等に重大な影響を及ぼし、公正な採用活動等を阻害するものです。

広域連合は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを許さず、求職者等が安心して求職活動等を行うことができる環境を確保するため、その対応に組織として取り組みます。

1 定義

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、職員又は広域連合の業務に従事する者による性的な言動により、求職者、広域連合が実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、採用活動等に関係する者（以下「求職者等」という。）の求職活動その他求職者等の職業の選択に資する活動（以下「求職活動等」という。）が阻害されるものをいいます。

なお、求職者等に対するセクシュアルハラスメントには、異性に対するものだけでなく、同性に対するもの及び性的指向やジェンダーアイデンティティに関するものが含まれるほか、面接、インターンシップ、懇親会等における言動や電子メール、SNS 等における言動も含まれます。

2 セクシュアルハラスメントに該当しうる行為

求職者等に対するセクシュアルハラスメントに該当する行為として、次のようなものが挙げられます。

ただし、あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

- (1) 性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、容姿、年齢等に関する不適切な発言
- (2) 恋愛経験、交際状況、結婚・出産予定等の私生活に関する質問
- (3) 性的な内容を含む冗談、からかい又は発言
- (4) 性的な内容の電子メール、SNS メッセージ等の送信
- (5) 性的な画像、映像又は文書を閲覧させる行為
- (6) 私的な食事に誘う等私的な交際を求める行為
- (7) 本人の意思に反する身体への接触
- (8) 採否、評価、実習受入れ等への影響を示唆しながら性的な関係や行為を求める言動

3 広域連合の責務

(1) 方針の周知及び啓発

広域連合は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならないこと及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者（以下「行為者」という。）に対して厳正に対処することを明確にし、その内容について職員に周知及び啓発を行います。

(2) 採用活動等における運用ルールの整備

広域連合は、この基本方針に基づき、所属における採用活動、インターンシップその他求職者等と接する機会について、必要な運用ルールを定め、職員に周知するとともに、適切な運用を確保します。

(3) 相談等への対応

広域連合は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの被害の申出があった場合には、事実関係を迅速かつ適切に確認し、被害者に対する配慮のための措置を行います。

(4) 行為者に対する措置及び再発防止

広域連合は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの事実が確認された場合には、その内容及び態様に応じて、関係法令等に基づき、行為者に対する厳正な措置を行うとともに、再発防止策を講じます。

4 相談窓口

広域連合は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する相談及び報告に対応するため、総務部総務課に相談窓口を設置します。ただし、総務課が当事者である場合には、総務部長が指定する課・係が対応します。

なお、対応に当たっては、相談者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、相談内容の事実確認等を行い、関係部署又は関係機関と連携しながら適切な対応に努めます。

5 不利益取扱いの禁止

広域連合は、求職者等がセクシュアルハラスメントに関する相談、苦情申立て若しくは報告を行ったこと又は事実関係の調査に協力したことを理由として、不採用その他一切の不利益な取扱いを行いません。

また、広域連合は、相談者、行為者とされる者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、相談等により知り得た情報を適切に管理します。

6 留意事項

広域連合は、求職者等から、求職活動等におけるパワーハラスメントその他のハラスメントに類する行為又は顧客等によるハラスメントに類する行為に関する相談があった場合には、その内容を踏まえ、必要に応じて適切な対応に努めます。